

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

クラウドサービスに係るシステムのカスタマイズ費用の取扱い

《内容》

関与先のA社はスーパーマーケットを営業し複数のチェーン店を展開しています。最近の電子申告の推進化や取扱商品品質管理並びにカリキュラム管理等の効率化を図るために、システム専門業者B社のクラウドサービスによる「取引管理システム」を導入することになりました。

導入に当たっては、B社から①導入月の初期費用として、「取引管理システム」とこのシステムのカスタマイズ費用の合計額100万円（A社の所有のシステム）及び②クラウドサービス月額利用料5万円を支払っています。

これらの費用の税務上の取扱いはどのようなのですか。

『答』

「取引管理システム」とこのシステムのカスタマイズ費用は、ソフトウェアに該当し、減価償却資産である無形固定資産の5年の耐用年数で償却することになり、また、クラウドサービス月額利用料は、期間の経過に応じて各月の損金の額に算入することになります。

(解説)

- 1 ご質問における「取引管理システム」は、B社からクラウドサービスにより提供されるシステムで、そのシステムの「カスタマイズ」とは、A社のチェーン店の個別事情に合わせて、システムやソフトウェアの機能等を設定し直すものであるという前提でとらえます。

そうしますと、①の「取引管理システム」のカスタマイズ費用とは、B社からクラウドサービスにより提供される「取引管理システム」についてA社の複数のチェーン店の展開による個別的な事情に対応すべく設定し直すための費用と認められ、また、そのカスタマイズされたシステムがA社の所有に属するということですので、ソフトウェアの取得価額として取り扱うのが相当と考えられます。

すなわち、他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することとされています（法基通7-3-15の2（注））。

さらに、カスタマイズ費用についても、上記の「ソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用」に該当することから、そのカスタマイズ費用自体をA社所有のソフトウェアの取得価額として取り扱うのが相当と考えられます。

- 2 つまり、ソフトウェアの資産区分については、減価償却資産である無形固定資産と規定され、複写して販売するための原本及び開発研究用のものについては3年、その他のものについては5年の耐用年数で償却することとされている（耐用年数省令別表第3）ことや、上記のカスタマイズ費用は、複写して販売するための原本や開発研究用のものではないので、5年の耐用年数で償却すべきと考えられます。
- 3 次に、ご質問の②のクラウドサービス月額利用料とは、その賃借資産たる「取引管理システム」のライセンス料と認められますから、期間の経過に応じて各月の損金の額に算入するのが相当と考えられます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。